

別表 3

Ⅲ 農畜産業機械等リース支援事業（畜産新規就農支援型）

第1 趣旨

農畜産業機械等リース支援事業のうち畜産新規就農支援型（以下「畜産新規就農リース事業」という。）は、産地活性化総合対策事業実施要綱第12の3による農畜産業機械等リース支援事業のうち畜産新規就農支援型として、新規就農に必要な農業機械等について、事業資金の効率的な使用、費用負担の平準化等に資するリース方式による導入に対し助成を行うことにより、畜産における家族農業経営の発展及びその円滑な継承の促進を図り、もって我が国の畜産における生産基盤の維持及び農村の活性化に資するものとする。

第2 事業内容

畜産新規就農リース事業は、事業実施主体が、新規就農者が農業機械等のリース方式による導入を行う場合に、当該新規就農者が農業機械等の貸付者に対し支払うこととなる貸付料について、当該貸付者を通じてその一部を助成する事業とする。

第3 事業実施主体

畜産新規就農リース事業の事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより応募した者の中から選定された団体とする。

第4 事業実施期間

畜産新規就農リース事業の事業実施期間は、1年間とする。

第5 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 事業実施主体が、事業実施計画について生産局長が別に定める重要な変更を行う場合は、1の手続に準じて行うものとする。

第6 助成

国は、予算の範囲内で、畜産新規就農リース事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより、事業実施主体に対し助成するものとする。

第7 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めることにより、畜産新規就農リース事業の実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の実施状況の報告を受けた場合には、その内容について検討し、事業実施計画の内容が達成されていないと判断したときには、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

第8 推進指導等

1 地区推進指導

国は、地域の実態に即し、畜産新規就農リース事業の効果的かつ適正な推進を図るため、都道府県及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策の実施について推進指導にあたるものとする。

2 事業の適正な執行の確保

国は、畜産新規就農リース事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、実施手続及び事業実施状況について、生産局長が別に定めるところにより、当該事業の関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を当該事業の運用に反映させるものとする。

第9 委任

畜産新規就農リース事業の実施につき必要な事項については、本要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによるものとする。